

修士論文概要

モンゴルにおける介助者派遣サービスは当事者の暮らしに何をもたらしているか
—「脳性麻痺者」のインタビュー調査を通して—

What does the Mongolian personal assistance system bring to the lives of people with disabilities?
Insights from interviews with people with cerebral palsy.

武井 真由美

研究の目的と方法

本研究の目的は、モンゴルにおいて 2022 年に導入された介助者派遣サービスを、脳性麻痺当事者の生活実態との関係性から捉えて、同制度が当事者の暮らしに何をもたらしているのかを明らかにすることである。

モンゴルでは、2009 年の国連障害者権利条約に批准して以降、障害者政策の制度化が進められてきた。2016 年には障害者権利法が制定され、当事者らの権利保障を明文化し変化をもたらした。一方で、旧社会主義時代に蓄積されてきた、障害者を労働力や経済的損失として捉える構造も温存されている。

このような状況のもとで導入された介助者派遣サービスは、障害者の自立生活と社会参加を支える制度として期待される一方で、利用条件に「就労していること」が含まれているなど、就労可能性を前提とした設計となっている。そのため、重度障害により就労が困難な者が制度から排除される可能性や、当事者の多様な生活実態やニーズが十分に反映されていないという課題が指摘できる。また、サービス量の制約や人材養成、財源の不安定性といった運用上の問題も存在しており、制度と当事者の生活との間に乖離が生じている可能性がある。

さらに、モンゴルでは家族・親族によるケアや遊牧文化を背景とした生活様式が根強く存在しており、こうしたローカルな文脈の中で、国際的な自立生活 (Independent Living: IL) モデルに基づく制度がどのように受容され、再解釈されているのかは十分に明らかにされていない。

以上を踏まえ、本研究では、脳性麻痺当事者が介助者派遣サービスをどのように経験し、意味づけているのかに着目し、制度と生活実態との関係性を明らかにする。これにより、外発的な理念に基づく制度とローカルな生活実践との間に生じる差異や調整のあり方を描き出し、モンゴルにおける自立生活の多様なあり方の一端を示すことを目指す。

本研究では、上記の目的を達成するために、文献研究と事例研究の二つの方法を用いる。第一に文献研究では、障害の社会モデル、IL 概念、障害者の就労政策に関する先行研究および政策文書を検討し、モンゴルにおける制度設計の背景にある障害観および自立生活理解を整理する。

第二に事例研究として、モンゴルにおける脳性麻痺当事者を対象にインタビュー調査および観察を実施する。調査対象は、障害者自立生活センター Universal Progress Center (UPC / Түгээмэл Хөгжил) に勤務する当事者および在宅生活を送る当事者であり、個別インタビューおよびフォーカスグループインタビューを行う。これにより、介助者派遣サービスの利用の有無や利用可能性の違いによって、自立生活の様態や社会参加の可能性にどのような差異が生じているのかを検討する。

論文の構成

第1章 序論

- 第1節 研究の背景と問題の所在
- 第2節 研究の目的
- 第3節 研究の方法
- 第4節 論文の構成
- 第5節 本論文で使用する用語の定義

第2章 自立生活と介助者制度をめぐる本研究の分析視点

- 第1節 障害者と自立生活
- 第2節 世界の介助者制度
- 第3節 日本の介助者制度
- 第4節 本研究における分析の視点

第3章 モンゴルの障害者を取り巻く状況

- 第1節 モンゴルの概況
- 第2節 モンゴルの自立生活と介助者制度

第4章 モンゴルの脳性麻痺者の生活実態に関する事例研究

- 第1節 調査概要
- 第2節 調査結果

第5章 全体考察

- 第1節 モンゴルの介助者派遣制度に内在する自立観
- 第2節 介助者派遣サービスが当事者の生活にもたらしたもの
- 第3節 家族介助・互助文化と介助者派遣サービスの関係性
- 第4節 介助者派遣サービスが障害当事者の生活に与える意味

第6章 結論

- 第1節 結論
- 第2節 残された課題と展望

論文の概要

本論文は6章から構成される。第1章では研究の概要として、モンゴルにおける障害者政策の動向と課題を整理し、研究の目的、方法、論文の構成を示した。モンゴルでは障害者権利条約批准以降、権利保障を重視する制度整備が進められてきた一方で、障害を労働能力の有無によって評価する旧来の障害観が依然として制度に残存している点を問題として提示した。

第2章では、障害の社会モデルとIL概念を中心とした分析の視点を示した。IL概念は、介助を前提としながら自己決定に基づく生活を重視する考え方であり、欧米諸国を中心に発展してきた。しかし、この理念を非欧米社会に適用する際には、家族や地域との相互扶助の価値観に加え、社会主義時代の経験によって形成された社会意識や国家観を含む文化的文脈を踏まえた検討が必要であることを指摘した。

第3章では、文献調査をもとに、モンゴル社会における障害者を取り巻く歴史的・社会的背景を整理した。社会主義期に形成された社会保障制度や障害の定義は、労働能力の有無によって分類する枠組みに基づいており、この傾向は市場経済化以降も一定程度継承されていることを示した。一方、日常生活の実態に目を向けると、障害者の生活は家族や親族による非公式な介助や相互扶助によって支えられていることが明らかとなった。特に、遊牧文化を背景として形成されてきた家族・親族単位の互酬的な生活規範や、血縁を超えた社会的結びつきを重視する文化は、制度的支援が十分でない状況においても障害者の生活を支える基盤として機能していることを示した。また、シャーマニズムやチベット仏教に由来する障害観、さらに社会主義期に形成された労働能力中心の障害観など、複数の価値規範が重層的に存在していることを明らかにした。さらに、統計上の課題や障害関連法制の変遷を整理し、障害者の暮らしの実態との間に隔たりが存在する可能性を描き出した。

第4章では事例研究として、モンゴルの脳性麻痺当事者へのインタビュー調査と参与観察の結果を示した。まず、脳性麻痺の特性や調査地の社会的背景、調査対象者の属性を整理した上で、当事者本人、ならびに家族や介助者の語りと日常場面の観察を分析した。分析にあたっては、当事者の語りを制度的条件や生活実践、家族や地域との関係性の中に位置づけて読み解き、複数の事例に共通して現れる論点を整理した。その結果、介助者派遣サービスを利用することで、外出や就労、社会参加の機会拡大や家族関係の変化など肯定的な変化が確認された。その一方で、制度利用には就労が要件として求められ、派遣時間にも制限が設けられている。また、提供される介助内容は、自宅と職場間の移動支援を中心としており、食事や排せつの介助、就労を継続するための環境調整など、生活全般を支える包括的支援には十分対応していない。その結果、最も介助を必要とする重度障害者が制度から排除されている実態が明らかとなった。また、制度の利用、非利用にかかわらず、当事者の生活は家族介助や地域の自発的なサポートと密接に結びついており、制度と非公式な介助が重なり合う形で生活が成り立っていることが示された。

第5章では、文献調査と事例研究の結果を踏まえた全体考察を行った。モンゴルの介助者派遣サービスは、当事者の生活に一定の自由や選択肢をもたらしている一方で、行政が想定する自立が労働による社会参加に偏っていることを指摘した。これに対し、当事者が捉える自立は、介助に支えられながら自己決定を行う生活であり、両者の間には認識の差異が存在していることが示された。

第 6 章では研究目的に対する結論を述べ、本論文の意義と課題を示した。本研究の結論として、モンゴルにおける介助者派遣サービスは、脳性麻痺当事者に新たな生活の可能性をもたらす一方で、文化的文脈や当事者の多様なニーズを十分に反映していないことが明らかとなった。

本研究の意義は、研究蓄積の少ないモンゴルの介助者派遣サービスを対象に、脳性麻痺当事者の生活実態を通して、その制度運用の特徴と課題を実証的に明らかにした点にある。特に、モンゴルにおける介助者制度を、単なる福祉制度としてではなく、社会主義時代に形成された労働観や国家観、さらに遊牧文化を背景とした家族・地域の相互扶助関係の中で分析したことに本研究の独自性がある。

また、本研究は、欧米や日本で形成されてきた IL 理念が、モンゴル社会において一方向的に受容されるのではなく、家族介助や地域共同体との関係性を組み込みながら独自に変容していることを示した。これは、非欧米社会における障害者制度を検討する際には、文化的・歴史的・社会的文脈を踏まえた分析が不可欠であることを示唆するものである。